



Title	逐次刊行物目録におけるタイトルの変遷と記入単位：NACSIS-CAT(洋雑誌)を中心とする困難事例、その分析、および考察 前編への補遺 NACSIS-CAT(洋雑誌)コーディング・マニュアルによる主な変更点とその特徴
Author(s)	諏訪, 敏幸
Citation	大図研論文集. 1998, 20, p. 37-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/2921
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大図研論文集
第20号1998年

逐次刊行物目録におけるタイトルの変遷と記入単位 — NACSIS-CAT (洋雑誌)を中心とする困難事例、その分析、および考察 —

前編への補遺

NACSIS-CAT (洋雑誌)コーディング・マニュアルによる主な変更点とその特徴

諏訪敏幸* (大阪大学)

抄録

前編刊行 (1997.8) 後に NACSIS-CAT (洋雑誌) コーディング・マニュアルが公になった (1997.12)。このコーディング・マニュアルは、狭義の解釈適用ではなく、AACR2 ライクな別規則とも言うべきスタイルを選択した。また内容的には、記入単位と変遷に関する基本的な枠組みは維持され、New series の扱いなども従来の方針を踏襲した。これらの一連は、前編で指摘のあった問題点を引き続き残している。他方、略記形タイトルの取り扱いが従来と反対に変更された。すなわち、従来採用されていなかった AACR2R 12.1B2 が新たに採用された。これは実質的に略記形優先から完全形優先への方針変更を意味する。また、冒頭に冠詞を持つタイトルの 2 語目の大文字使用法は、従来の大文字から小文字へと変更された。この他、従属タイトルを持つ本タイトルの取り扱いなどについても従来の指針の一部変更や、より踏み込んだ基準の提示があった。

1. はじめに

NACSIS-CAT (洋雑誌) のコーディング・マニュアル (以下 NCCM と略記) が最近ようやく公になった。NACSIS-CAT (和雑誌) についても編集作業が進行中¹⁾とのことである。

これまで NACSIS-CAT の逐次刊行物目録は、和雑誌・洋雑誌共にコーディング・マニュアルがなく、そのため前編の注 7 で述べたような問題があった。今回の NCCM 刊行によって、これらの問題は基本的に解決すると期待される²⁾。

何よりもまず、編集に当たられた関係諸氏の労苦に敬意を表すると共に、NACSIS-CAT にとってのこの格段の進歩を歓迎する。

*すわ としゆき 1998年2月15日受理

今回の NCCM 公刊は、単に既存の基準を編集してまとめたというものではなく、目録小委員会の作業を経て内容的にも吟味された結果である。本稿前編では事例を観察する過程でたびたび NACSIS の基準について言及したが、今回その中のあるものは根本的に変更され、またあるものは部分的に変更・追補された。

この補遺の主な目的は、本稿前編で言及した基準のうち、変更があった点について整理し、読者の注意を促すことである。併せて、洋雑誌に関わる NCCM の全体的な特徴と幾つかの問題点について概観し、本稿の立場から意見を述べる。ただし、この補遺では本稿前編に関わる点を中心とし、他事項 — 例えば出版事項や形態など — については触れていない³⁾。

なお NCCM にはミスプリントと思われるものも含めて多くの疑問点があったが、いちいち関係者への確認はしていない。筆者の読み違いや思い込み等があれば各方面から御指摘いただきたい。

以下、この補遺で NCCM 第 7 章を NCCM § 7 と略記し、その各項目を単に § 7. ~ (例 § 7.2.1F2.3) のように略記する。関連部分 § 0.4.3 等も同様である。前編の関係箇所は、「前編 2.2.2 (p. 86)」または単に「(p. 86)」等の形で示す。

2. コーディング・マニュアルの性格

2. 1. 準拠目録規則と NCCM § 7との関係

NACSIS-CAT (洋雑誌) の準拠目録規則⁴⁾は AACR2 である。「目録情報の基準」は「[雑誌書誌レコードの] データの記述にあたって適用する目録規則は、原則として…洋資料については AACR2 とする。」(第 3 版 p. 42) と言っている。これを字義通り受け取るならば、コーディング・マニュアルとは AACR2 という規則の採用を前提として、これにもとづく解釈適用の指針を示したものである。

しかし NCCM § 7 は、これまでの図書等のコーディング・マニュアルに合わせたスタイルを採用した結果、一面、AACR2 ライクな別の規則というべき性格を持つものとなった。

本来、解釈適用という場合、その内容と叙述形式は一般的に次のようになる。

- ・ 内容： AACR2 の各条項は、特段の不都合がある場合⁵⁾を除いて変更せずに適用される。

AACR2 の指示が不十分な点については解釈適用が定められる。

- ・ 叙述：次のどちらかのスタイルとなる。
① AACR2 と異なる点、あるいは解釈適用として補足する点だけを述べる。そのさい、AACR2 本則のどの条項に対する変更有あるいは解釈適用かを明示する。または、② AACR2 本則を逐条的に引用した上で、各条項ごとにこれと区別して解釈適用を示す。本則への変更は、変更（独自基準）であることが明示される。

LCRI は実際におおむねこのようなスタイル（①）となっている。

これに対して NCCM § 7 は次のようなスタイルを採用した。

- ・内容： AACR2 に沿って、一連の規則を新たに作成する。個々の規則の内容は、目録作成機関（NACSIS と参加館）、目録対象資料、および目録システムにとって何が最適かを基準として、あるいは何らかの独自の考え方から、あるいは単なる叙述上の都合から、AACR2 を離れて決められる場合がある。
- ・叙述：独自に一連の規則を叙述する。

NCCM § 7 の各条文やそこに付けられた例示は、AACR2 の解釈適用の説明文と例示ではなく、AACR2 に代わる規則とそれに対する例示となっている。これらは一見 AACR2 と同じでも、実は異なる含意を持つ可能性がある。

NCCM § 7 のこのような性格は、以下の結果をもたらす。

- ・現場の目録担当者にとって： AACR2 を知っても、それが NCCM § 7 にそのまま採用されているかどうかは結局コーディング・マニュアルを見なければわからない。实际上、目録担当者が NACSIS の基準に確実に合致するように目録を作成しようとするならば、実務的には AACR2 を「捨て」てもっぱら NCCM § 7 で作業をしなければならない。
- ・目録基準の管理担当者にとって： 規則の予定しない新たな事態が生じたとき、AACR2 が改定されたとき、NCCM § 7 と AACR2 との間に新たな矛盾が見付かったときなど、それらを NCCM § 7 の上でどのように解決するかについて、独自に検討しなければならず、より大きな負担が生ずることになる。
- ・大学図書館における目録業務の専門的力量の形成という点で： NCCM § 7 に基づく目録作業の経験は、必ずしも AACR2 への理解を深めるものとならない。また、目録担当者の力量を向上させるものとなりにくい。

コーディング・マニュアルのこのようなスタイルは従来からのものであって、今回、洋雑誌もそれに合わせたに過ぎない。別規則方式は、和図書等の場合は準拠目録である NCR がより運用の自由度の高いものであったために、おそらくそれほど不適切な選択とは言えなかった。洋雑誌のつごうだけでなく、既存の部分も含むコーディング・マニュアル全体の叙述の統一を重視したのも理解できないことではない。しかしこのことが結果的には、逐次刊行物特有の諸問題への系統的な対処という点で、AACR2 が確保した地点から後退することにつながった面もあるように思われる。今後の規則の維持に要する負荷も、より重くなった。

以上の事情は、本稿にも多少影響がある。前編では NACSIS が特に AACR2 と異なった運用をしている場合にだけ NACSIS に特別の注意を払っていた。しかし今や、両者には別々の注意

を払う必要がある。そのさい、事例は直接 AACR2 の下にあるのではなく、第一義的には NACSIS の基準の下にあることが考慮されなければならない。

ただしこれによって AACR2 の評価を含めて本稿の問題の骨格が変わるわけではない。

なお、§7.2.2と§7.2.4だけは個別の条項ごとに AACR2 への準拠が明確になっており、他と叙述形式を異にしている。したがって §7.2.2 と §7.2.4 に限っては、AACR2 への準拠が明示されていない部分、および何かが付け加えられたり変更されている部分を除き、おおむねにおいて上に述べたような問題は存在しない。

2. 2. 今後の準拠目録規則の変更への対応（補足）

準拠目録規則である AACR2 が変更されたとき、または当然変更されるべき状況が生じたとき、AACR2 に従属する解釈適用であれば、本則の変更は特に断らない限り自動的に受け入れられることになる。しかし NCCM §7 は別規則方式をとっているため、今後 AACR2 の変更を受け入れるかどうかはそのつど NCCM §7 独自の判断というフィルターを通すことになる⁶⁾。受け入れが決定され、NCCM §7 が変更されるまでは — 少なくとも受け入れが宣言されるまでは — AACR2 の変更は NACSIS には適用されない。

この点で NACSIS の運用は従来から一貫している。つまり、AACR2 の側で重要な変更があっても、必ずしもそれをただちには受け入れていない。その主なものは略記形タイトルの扱い（1988年の改訂）、タイトル標目の初語が冠詞であった場合の2語目の大文字使用法（Amen. 1993）、および出版事項の情報源（同）である。ただし大文字使用法の件はこれまで AACR2 A.4D 自体を採用しないとしてきた（前編 注87に引用した質疑応答を参照）。

今回、NACSIS 独自規定の部分を除いて、いちおう AACR2 の改訂・修正の主な内容は受け入れられた。つまりこれらの規則は前編当時の基準からほとんど 180° 変更された。

なお前述のように §7.2.2 および §7.2.4 は叙述の形式を異にし、AACR2 への参考という形でルールを定めている。したがって今後 AACR2 が改定された場合にこれらの条項は自動的に解釈が変わる。部分的には、例えば略記形タイトル—完全形タイトルの交替を変遷としないという規定（§7.0.1A1(1)から AACR2 21.2A を参照）なども同様である⁷⁾。

2. 3. 他の解釈適用とコーディング・マニュアルとの関係

一部の条項は「LCRI に準拠」となっている（§7.0.1A1, §7.0.3A, §7.2.4F3.5）。しかし LCRI は NACSIS と同列の解釈適用であって、「準拠」すべき相手ではない。LCRI を参考にするのは良いが、NCCM 自体は LCRI から独立して独自に決められるべきである。実際上、LCRI は AACR2 より頻繁かつ柔軟に変更される可能性があり、かつその変更が比較的知られ

にくいので、このような規定のしかたは危険。もっとも本稿前編も、「(LCRIを)受け入れる」(p. 59)・「従う」(p. 88)・「採否」(p. 122)等の言い方があり、紛らわしい。

2. 4. 対応関係の表現と「NACSIS 独自規定」の表示

NCCM §7は準拠目録規則である AACR2 との対応関係を次のように表現している。

まず第7章冒頭で「目録規則との対応関係」として、

①準拠すべき目録規則が「『英米目録規則第2版、同1998年改訂、同1993年修正』であるこ

とを示し、

②事項ごと（ほぼ画面のタグの種別ごと）に対応する AACR2 の条項番号を示した一覧表を提示し、さらに、

③「なお、準拠するべき条項であっても『目録情報の基準』と相違する事項に関しては、『目録情報の基準』に従う。」と断っている。

④の一覧表で AACR2 の準拠条項が示されている事項は、記述ブロックのうち VT 以外の各事項 (TR・ED・VLYR・PUB・PHYS・NOTE・PRICE) およびリンクブロックのうち AL である。他は、事項全体としての準拠条項がない。

AACR2 に対する個々の条項ごとの準拠の有無の表示はさまざま、必ずしも一貫性がない。一部の表示は、編集者の遠近感が働いているようにも思われる。

⑤一部の条項では、適宜 AACR2 の具体的な対応条項への参照が示されている（例えば § 7.2.1F1.5）。多くの場合、この参照が単なる参考の意味での参照なのか、あるいはこの条項に従えという意味なのかははっきりしない⁸⁾。

⑥多くの条項は、AACR2 との個別の対応関係が示されていない。

⑦明確に AACR2 と異なる方針をとっている条項で、条項の末尾に「(NACSIS 独自規定)」を表示したものがある（例えば § 7.2.1F2.3）。

⑧明確に AACR2 と異なる方針をとっている条項でも、NACSIS 独自であることについて何の断りもないことがしばしばある（例えば § 7.2.7F1.1）。表示の省略と受け取れるものの他、一部は NACSIS 独自とは考えていないためかもしれない。（逆に、「NACSIS 独自規定」が表示されているがそれに該当しないのではないかと思われるものも散見される。）

⑨ AACR2 の特定条項への準拠が示されている条項の一部は、AACR2 の該当の条項が全文引用されている（§ 7.2.1F1.2と§ 7.2.1F4.5）。

⑩ AACR2 の任意規定の採否を明示している場合（例えば § 7.2.4F3.1）と明示していない

場合（例えば§7.2.2F1.1～におけるAACR2 1.2B4の採否）とがある。

このほか、各事項の冒頭にある、「AACR2 の区切り記号法の採否」は独立に採否を述べている。また§7.2.2 (ED) と§7.2.4 (PUB) は他とスタイルを異にしている（前述）。

「NACSIS 独自規定」が明示されたことで、AACR2との関係が明確になった。歓迎したい。しかし上に見た通り、一部を除いて準拠の有無があいまいであり、また「NACSIS 独自規定」もあったりなかつたりで、NCCM §7を見ただけではAACR2との関係を正確に知ることのできない条項が少なくない。

一例を挙げると上記⑩で挙げた§7.2.2F1.1～におけるAACR2 1.2B4（任意条項）の採否がその典型である。採否に言及した規定がなく、かつ例示でも取り上げられていないため、NCCM §7から判断することができない。§7.2.2全体を通じて“ed.”の付く版表示だけを取り上げ、“ed.”以外の語による版表示や付記・補記の例を挙げていない。AACR2 12.2の例示は同1.2を前提にしているが、NCCM §7.2.2はそのような前提がないので、同じような例示でも意味が違ってくる可能性がある。

ルールの明確さという点では§7.2.4のような形式の方が望ましい。§7.2.2および§7.2.4とその他とでは、NCCM §7の性格自体が異なると言うべきかもしれない。

3. 略記形タイトルの取り扱い

3. 1. 略記形タイトルに関する方針の変更

NACSISにおける略記形タイトルの取り扱いについて、筆者は前編2.2.1 (pp. 74-86) および同2.2.3 (pp. 99-105) で大要次のように述べた。

NACSISの方針：マニュアル等で確定的に知ることができずはっきりしないが、レイアウト重視、事實上略記形優先の方針を採用していると見られる。

筆者の意見：略記形が完綴形から自立している場合を除いて完綴形を採用すべきであり、AACR2の改訂 (AACR2R 12.1B2) を支持する。

今回のNCCM §7ではAACR2R 12.1B2の採用が明言された。事實上の大転換である。目録小委員会の中でどのような議論が行われ、どう判断されてこうなったのかはわからないが、適切な方針転換であり、歓迎する。

3. 2. 引用されたAACR2の訳の問題

AACR2R 12.1B2の原文は次の通りである。1988年改訂版から追加された条項なので、日本語訳された1978年版にはない。

12.1B2. When the title appears in full and in the form of an acronym or initialism in the chief source of information, choose the full form as the title proper unless the acronym or initialism is the only form of title presented in other locations in the serial.

Linguistics and language behavior abstracts

(Title appears in full form and as LLBA in the chief source. Full title appears in other locations)

§7.2.1F1.2ではこれを翻訳して引用している。訳は次の通りである。

『AACR2R88 12. 1B2.

主情報源に完全形のタイトルと頭字語あるいはイニシャル語のタイトルが表示されている場合、逐次刊行物の他の箇所に完全形のタイトルが表示されている限りは、完全形のものを本タイトルに採用する。

Linguistics and language behavior abstracts

(主情報源に完全形および「LLBA」を表示されている。完全形のタイトルが他の場所に表示されている)』

原文により忠実に仮訳すると本文の部分は次のようになる。

「主情報源に完全形と頭字形またはイニシャル形のタイトルがあるときは、頭字形またはイニシャル形がその刊行物の他の箇所に表示されているタイトルの唯一の形である場合を除いて、完全形を本タイトルとする。」

一見、NCCM §7の論理と原文の論理は対偶で等価なように見える。しかしがニュース形式の逐次刊行物などで実際にあるように、主情報源以外の箇所にタイトルの表示がない場合、結果は反対になる。説明としてはNCCM §7の言い方のほうが理解されやすいかもしれないが、作業の基準となるNCCM §7にわざわざ訳を掲出するのであれば、少し回りくどくても原文通りの訳にしなければならない。

コーディング・マニュアルの使用にあたって、多少の注意が必要である。

4. 従属タイトルを持つ本タイトルの取り扱い

4. 1. 規定の情報源に共通タイトルを欠く場合

NCCM §7.2.1F2.3には、NACSIS 独自規定として次の規程が置かれた：「共通タイトルが主情報源以外の箇所にしか表示されておらず、従属タイトルがそれ単独では独自のタイトルとならない場合は、例外として、共通タイトルと従属タイトルがともに表示されている箇所を本タイトルの情報源とし、それらをあわせたものを本タイトルとして記録する。」

これは前編2.4.2の「LCRIに関するノート」(p. 169)で紹介した LCRI 12.1B4に似ているが、次のような重要な点で異なっている。

- ① タイトルに関する条件：LCRIは、共通タイトルをシリーズとして扱うか共通タイトルとして扱うかの判断 — NACSISはシリーズという概念を欠くので元々このような問題自体がない — の一部としてこの規定を置いており、共通タイトルまたはシリーズタイトルと考えられるものがあるときは常にこの LCRI が働く。これに対し NCCM § 7では「共通タイトルが主情報源以外の箇所にしか表示されておらず、従属タイトルがそれ単独では独自のタイトルとならない場合」に適用され、この規定の適用についてより限定的な条件が加えられている⁹⁾。
- ② 代替情報源となり得る箇所：LCRIはその刊行物全体を見よと言っているが、情報源として追加されるのは preliminaries と publisher's listing だけである。NCCM § 7は特に限定を付けていない。ただしいずれも共通タイトルと従属タイトルが共に表示されなければならないとしている。
- ③ 代替情報源の性格：LCRIはそれを主情報源とすると言っている。NCCM § 7は単に本タイトルの情報源とするとのみ規定している。また採用された情報源について注記することを求めた。
- ④ 不安定な場合：「共通タイトルが従属タイトルと同一情報源にあつたりなかつたりする場合」等について NCCM § 7は別に1項を設け、この共通タイトルは本タイトルに採用しないとしている (§ 7.2.1F2.4)。この条項は § 7.2.1F2.3との関係だけで置かれているわけではないが、§ 7.2.1F2.3への制約として働く内容になっている。

前編の同箇所で筆者も述べたように、この規定は解釈適用の範囲を越える性格を持ち、慎重に考えるべきものである。ただし③の規定によって、筆者が前編同箇所で指摘した問題点は緩和されている。NCCM § 7は LCRI に比べてより慎重な姿勢を示しながらも（上記①・③・④）、かつより実用的效果を重視し（②）、自らの判断による独自規定としてこの条項を置いた。賛否は当然あり得るところであり、筆者自身この規定の内容と必然性について疑問無しとはしない。しかし他方、これによって実用上救われるケースが出てくるのも事実である。一つの勇気ある決断と言うべきだろう。

規定の内容と必然性についての疑問とは、以下の通りである。従属タイトルの方を欠く場合については資料の他の箇所を情報源として角括弧で補って記述するという規定（§ 7.2.1F2.5）があり、この規定は、ちょっと苦しいが、AACR2 1.1A2に根拠を求めることができる。LCRIのような劇的な枠組みの変更とはならない。§ 7.2.1F2.3では共通タイトルを角括弧で括るかどうかが明確でないが、§ 7.2.1F2.5との対比から、主情報源から得た情報と

はされないものの角括弧は使用しないということになるのではないかと思われる。しかしもしもこれを§7.2.1F2.5と同様にするなら、全体により自然な規定になり、AACR2との整合性もややましである。なぜそうしてはいけなかつたのだろうか？

なお付け加えると、§7.2.1F2.3は前編 p. 78で紹介した質疑応答 — 「規定の情報源に共通タイトルを欠くとき、表紙裏まで主情報源に含めるのは拡大解釈で、共通タイトル無しを本タイトルとする」という趣旨 — に限定を加えるものである¹⁰⁾。

4. 2. 規定の情報源に部編タイトルを欠く場合

前編 p. 170ではNACSISにおいて部編タイトルを規定の情報源以外から採用して補記することを認めていると解釈される質疑応答を紹介した。また前編 p. 53では実際に部編タイトルが補記されている — この場合は案出に近いかもしれない — 例を紹介している。

§7.2.1F2.5はこのような部編タイトルの補記を認め、その場合には補記された部編タイトルを角括弧に入れること、およびその情報源を注記することを求めている。上の質疑応答と実例は§7.2.1F2.5で公式化されることになる。

AACR2R 12.1B4はあくまでも共通タイトル・従属タイトルの双方が主情報源にあるときに働くものなので、§7.2.1F2.5は§7.2.1F2.3と同様、NACSIS独自規定のはずである。しかし§7.2.1F2.5はNACSIS独自規定の表示を欠いている。

4. 3. 共通タイトル・従属タイトルの表示が不安定な場合

共通タイトルの有無・内容が不安定な場合（前編 pp. 168-169）について、§7.2.1F2.4では「この共通タイトルはTRフィールドに記録せず、VTフィールドにタイトルの種類コード(PT)とともに記録する。」と定めている。§7.2.6F6.2に対応規程(VT)がある。

この規程も多分にNACSIS独自のはずだが「NACSIS独自規定」の表示はない。

§7.2.1F2.3とのバランス、種々の変遷処理との整合性、シリーズの概念との関係などの点でもう少し整理が必要なように思うが、実用的な解決の指針としては明快である。

他方、従属タイトルの方が不安定な場合（前編 pp. 163-164, 171）については規定がない。前編で紹介したように、これまで部編記号の変化も含めて部編タイトルの流れは厳しくタイトル変遷とみなす方向での運用だった — この方針は§7.0.1A8に引き継がれている — ので、§7.2.1F2.4との関係上どうなるのか疑問が持たれる。

4. 4. 部編・補遺・付録誌の独立性と巻号次

前編2.4.1(pp. 152-167)で詳述した問題である。

卷号を共有する部編の取り扱いについては規定がない。質疑応答でも問題になったところだが、各参加館における収集や運用の違いに關係するので一律に指針を出すのが難しいということだろうか？ ただし、§7.2.3F3.2に「…全ての部編に共通する卷次とその部編に固有の卷次とでは、その部編に固有の卷次を優先使用する」というNACSIS独自規定があるので、部編ごとに書誌レコードを作成することは認められていると考えて良い。

付録・別冊資料については、やや複雑で多少あいまいさが残っている。まず、§0.4.3の[VLYR]の項で、本体と別の独自の卷号付けを持つならば「本体と別の新規レコードを作成することを原則」とし、本体と同じ卷号体系下なら「本体の1卷号であるとみなし、本体と別のレコードとはしない」と定めている。§7.2.1F2.6前半も同趣旨である。§7.2.7F3.15に関連規定（注記）。他方、§7.2.1F2.6後半にはそのタイトルが共通タイトルと結びついて1つのタイトルになっている場合について別の規定があるが、この場合は卷号次を基準に独立性の有無を判断するのではなく、無条件に独立として扱うように読める。さらに§7.2.1F2.7では付録・補遺が独自のタイトルを持つ場合について規定しているが、この場合も無条件に独立としているように読める。もしもNCCMの編集者の意図が「独立性の判断は§0.4.3が前提、§7.2.1F2.6～7の区分はタイトルの記述のしかたに関するもの」ということなら、§7.2.1F2.6～7では独立性の問題とタイトルの記述の問題とを区別して取り上げるべきだったのではないか。

4. 5. 「従属タイトル」というカテゴリー

NACSISでは従来から部編、付録、補遺、索引、およびN.s.表示までをひとまとめにして「従属標題」と呼んできた（p. 163）。今回のNCCM §7では、「標題」の語が「タイトル」に置き換えられただけでなく、定義も変更されているように見える。従属タイトルの定義は§7.2.1F2で与えられているが、この規定を文字通り読むならば、従属タイトルとは部編タイトル（部編記号を含む）だけであって、その他のものは従属タイトルに含まれない。

その他の付録、補遺、N.s.表示などについては、後続の項目でもそれぞれ「付録や補遺であることを示す表示」、「年代順のシリーズ呼称を表す表示」等と呼んでいる。§7.2.1F2.7ではある一定の条件を満たすものについて「b.本体となる逐次刊行物のタイトルの後に、従属タイトルとして記録する。」（下線は引用者）という規定があるが、あくまでも本体上のこれらの表示自体は従属タイトルとは言えないのだとも受け取れる表現となっている。

これが何らかの理由あっての従属タイトル概念の整理・変更なのかどうか、今のところはっきりとはわからない。もしも上に見た通り従属タイトルの概念が変更されたのだとしたら、§7.2.1F2.3～F2.5は付録・補遺・N.s.等には適用されないとということになる。これらの条項

が付録・補遺・N.s.にも適用されるかどうかは実務上かなり大きな問題である。もしも定義を変更したのだったら、それについて何かの形で説明を加えた方が良いし、そうでないならそのように規程を変更するべきである。

5. New series

前編2.1.3.では、NACSIS-CATにおけるNew seriesの扱いについて、特に“N.s.”表示をタイトルの一部として扱うことについて、幾つかの疑問を呈した。今回のNCCM §7.2.1F2.8で、“N.s.”表示をタイトル扱いすることは今やNACSIS-CATの正規の基準となった。ただ、この問題はAACR2との関係から言っても、また影響の大きさという点でも、いわば特記事項であると考えられるが、奇妙なことに変遷扱いの基準を定めた§7.0.1では[TR][VLYR]いずれの項でも言及がない。

また、上述4.5のように「従属タイトル」にはN.s.が含まれず（？）、§7.2.1F2.3～F2.5が適用されない（？）ということになった。このため、世代表示であるために生ずる“N.s.”表示の不安定さへの対処の指針は示されていない。もっとも§7.2.1F2.5が適用されるとランニングの巻号表示などから“N.s.”を拾ってくる半ば「みなしN.s.」的な運用が合法化されることになるので、現状通りこれらが適用されないと筆者は支持する。

N.s.の二重巻次の扱い（p. 65）については§7.2.3F3.1が適用されると考えられる。

6. タイトルの小変更

6. 1. タイトルが不安定な場合の情報源

タイトルが不安定な場合の対処として、前編ではより安定したタイトルを表示している情報源を探るというLCRIを紹介し、疑問を呈した（p. 136）。§7.0.1A8では、一時的な変更もタイトル変遷とするという方針を明確にした。

6. 2. 冒頭の5語目以降の変更

冒頭の5語目以降の変更で主題・意味内容に関わらないものはタイトル変更としないという基準§7.0.1A1(2)はAACR2本則から来ている。NCCMではさらに次のような1文を付け加え、「NACSIS独自規定」としている：「なお、冒頭5語目以降における変更の場合、書誌の同定・運用上特に必要と認められる場合には、タイトルの変更とみなす。」

この規定には疑問がある。もともと、書誌の同定だけを考えるならば、どんな小さな変更であれすべて拾い上げて記入単位を分けていった方が確実なのはわかりきっている。それを制約して合理化するという性格をこの規定は持っている。このような合理化の妥当性は目録の目的

とそれが置かれた環境条件に依存するので、その辺りは目録機関ごとに微調整しながら運用することになる。その微調整の余地は「意味内容 (meaning of the title)」というあいまいな句がある程度担っている。これを狭く解釈するなら、「～ of 主題」が「～ on 主題」に変わった場合や、「共通タイトル. Sect. 部編番号 ～」が「共通タイトル. Ser. 部編番号 ～」に変わった場合くらいが変遷とならない精々のところである¹¹⁾。実際、冒頭 5 語目以降で主題の変化がなくとも、例えば部編記号が変われば変遷とする方が常識的である。

つまりこの「NACSIS 独自規定」はほとんど AACR2 本則に既に含まれている内容であって、具体的な基準を追加したならともかく、このような抽象的な形でわざわざ規定する意味も、またそれを「NACSIS 独自規定」とする必要も、特にないようと思われる。

§ 7.0.1A1 に引用された AACR2R の訳文と LCRI の訳文にある「ただし…」以下では、ほとんど同じ内容が重複して書かれている。もしもこれが単なる重複で、さきの § 7.0.1A1 (2) の「なお…」と同じことを言っているのだとすると、この「NACSIS 独自規定」は N.s. のようなケースを念頭に置いていることになる。“N.s.” 表示をタイトルの中に取り込むのは NACSIS 独自だが、取り込んだ上でその変化をタイトルの変化と認めるのは、上に述べたように NACSIS 独自という程のものとは思われない。

7. 冠詞で始まるタイトル 2 語目の大文字使用法

前述 (2.2 を参照) の通り、これまで NACSIS は、AACR2 A.4D を採用しないが、タイトルを冊子体学総目の見出しとしてきた関係上、冠詞で始まるタイトルの 2 語目は大文字にするという立場だった。今回、§ 7.2.1I で「AACR2 Amen93 の付録 A を採用」し、「英語の場合… 冠詞の次の語は大文字では始まらない」ことが明記された¹²⁾。その背景として、AACR2 付録 A.4D が Amen.93 で削除されたことに言及している (§ 7.2.1F1.1)。このことは逆に、今回の NCCM で TR が AACR2 A.4D の適用対象と考えられたこと、つまり標目として扱うことが態度表明されたことを意味する。

8. その他

タイトル変遷と記入単位のあり方についての基本的な点は変わっていない。幾つかは“正式の”基準となったことで強められ、場合によってはより硬直化している。

巻のタイトルページ (p. 72, 95) は「製本用タイトルページ」と呼ばれて「製本時の情報源」とみなされ、初号のタイトルページより優先順位が低い (§ 7.0D4)。

§ 7.0.1A1 は LCRI 21.2A に「準拠する」となっており、LCRI の訳が掲載されている。これまで訳から省かれてきた — したがって採否が不明だった — 21.2A1c) の後半部分、タイ

トルに含まれる団体名の変化に関する規定（p. 124）は、ここでも相変わらず省略されている。NACSIS-CAT は AACR2 24章を採用しないので、この箇所も自動的に除外されるという解釈だろうか？ また同じく LCRI 21.2C でこれまで訳出されていなかった（不安定なタイトルで）「規則的なパターン」の例の部分（pp. 133-135）、および（タイトルの順序の変更で）「ただし出版者がタイトル変更の意図を本体中で明示しているとき」の部分（pp. 92, 97, 88-89）も、引き続き訳から除外されている。単にオンライン・システムニュースレターの訳を訳語の手直しだけでそのまま転用した結果だろうか？

レイアウトの変更をタイトルの変更とみなさない（pp. 89-92, 97-99）という「NACSIS 独自規定」は従来通り（§7.0.1A1(5)）。これも含めて、オンライン・システムニュースレター No. 37 の基準は概ね継承され、一部 NACSIS のアレンジ部分が取り込まれている。

統一タイトルは引き続き使用できない（p. 122, 144 – §7.2.6I4）。

団体名がタイトルに含まれるかどうかの判断基準（前編2.2.2）は AACR2R 12.1B3 = AACR2 12.1B2 に従うことが明示された（§7.2.1F1.4）。

合刻誌（合冊誌）（pp. 178-182）についての定型注記も AACR2 に従うこととして明示された（§7.2.7F3.17）。

従属タイトル、タイトル関連情報、責任表示、版などの概念についてやや踏み込んだ定義や例示が試みられているが（従属タイトル：§7.2.1F2=前述、タイトル関連情報：§7.2.1F4、責任表示：§7.2.1F5、版表示：§7.2.2D、同 F1），AACR2 と異なる方向に定義が拡張されるなど、その内容については今後さらに検討の余地のあるものもある。

記述項目末尾の略語のピリオド（p. 132）は、NCCM §7 の例示ではすべてピリオド無しとなっている。これはピリオドを付けないという記号法を示したものではなく、単に現システムの欠陥をなぞったものではないかと推測するが、そうだとすれば単語間・記号間のスペースなど他の重要なミスプリント（と思われるもの）と共に、早期に訂正されることを望む。

前編では本論から外れた枝道の話として触れた点だが、改善を願っていた「予約雑誌」（pp. 114-115）は「仮登録雑誌」に改善された（§7.2.7F3.2.関連=同 F1.1）。

9. タイトル変遷の判断基準の特徴

9. 1. 判断をおこなう状況

§0.4.3.では、別レコードとする基準について詳しく規定しているが、その冒頭、①新規登録に際して、②既存書誌レコードと目録対象資料の比較によって判断するとしている。ここでは参加館による新規書誌登録の典型的な状況が想定されている。この規定は全体の導入句として現れるので、これ以外の状況 — 既存書誌レコード間の比較による修正や重複判断、目録対象

資料相互の比較により新規登録レコードを1件とするか2件とするかの判断等 — を排除するという意味にとる必要はない。しかし、現物どうしの比較ではなく、既存書誌レコードと現物との比較が基本となっている。

9. 2. 中心的な基準

§0.4.3. [通則] 冒頭、別レコードとするかどうかの中心的な基準は、本タイトルが同一であるかどうかだとされている。この規定は NCR1987 0.8.2.7(2)の考え方方に近い。§0.4.3.は NACSIS-CAT の和雑誌・洋雑誌に共通の規程なので、より明確で従いややすい方に近付いた内容になるのは理解できないことではない。AACR2 の考え方方は、NACSIS-CAT が標目という概念を — 少なくとも明示的には — 持たない以上、直接的に取り入れることができない。上述の箇所にすぐ続いて、「また、本タイトルが同一であっても…」云々の規定が現れ、本タイトルの地位はたちまち相対化されている。しかし刊行意図の区分が書誌的形式に直接反映しないケースは「基準」の視野の外にある。巻号次などを標識とした記入単位の分割も採用されていない（前編2.1.4—§7.0.1A6）。責任表示、版表示などの変化について分析的に基準が提示されているが、依然これらはすべて「タイトル変遷」という範疇の下で理解される。N.s.に見られるように、記入単位の問題を TR の変化に引き直して扱おうとする傾向も温存されている。（前編2.1.5、2.4.5—§7.0.1）

10. まとめ

今回の NCCM §7etc. の公刊は日本の大学図書館にとって大きな前進である。その最大の意義は、基準が系統だった形で万人の目に見えるものとなった点にある。また、今回の重要な変更点である AACR2R 12.1B2の採用などの意義も大きい。本稿前編で述べた問題点の幾つかは、今回の NCCM によって解決された。他方、全体的な枠組みや叙述形式から単純だが重要なミスプリント（？）に至るまで、幾つかの問題点が残されている。今後、大学図書館関係者の広範な議論と、それによる NCCM の一層の改善を期待したい。

注

- 1) 1998年2月上旬時点
- 2) したがって前編の注7、61に述べた意見は現時点で撤回しなければならない。喜ばしいことである。
- 3) 一読して気が付いた点についてはメモを作成し、個人意見として目録小委員会宛に送った。

内容は本稿と一部重複する。

- 4) 「準拠」という言葉は、広辞苑では「よりどころまたは標準としてそれに従うこと。また、そのよりどころ・標準。『教科書に準拠する』」と説明されている。
- 5) AACR2 と一致しない解釈適用が採用され得るケースとして次のようなものが考えられる。
①記録形態（目録システムにおける各項目の取り扱いなど）に適合しない、②目録対象となる資料に著しく適合しない、③他の資料種別に適用される規則との間で整合性を保つ必要がある、④過去の記録の蓄積が異なる規則に依っているため段階的に調整する必要がある、⑤AACR2 に内部矛盾があり調整が必要、⑥その他の重要な環境の変化。
コーディング・マニュアルの「NACSIS 独自規則」は、上述のような範囲を大きく越えた広がりと内容を持っている。
- 6) 従来の運用について、前編の注35およびこれに対応する本文をも参照。
- 7) 他の重要な規定はしばしば重複して現れる。例えば並列タイトルの変更・追加を変遷と認めないという規定は § 0.4.3. [TR]（並列タイトル）の項、§ 7.0.1A1(4)，同箇所の LCRI 21.2c の訳、§ 7.0.1A3, § 7.2.1F3.5 に重複して規定があり、§ 7.2.7F3.7 に追加・変更の場合の注記の規定がある。ところが略記形—完全形の交替は同じような性質・重要さの問題であるにもかかわらず、AACR2 の引用以外に直接これに言及した規定がなく、関連規定 § 7.2.1F1.2, § 7.2.1F4.5, § 7.2.6F5（ついでながらこの例示は疑問）にも言及がない。なぜそうなのかはよくわからない。
- 8) ただし一部は明らかに「この条項に従え」の意味（例えば § 7.2.3F1.1）。また上記②で対応条項がないとされている事項の下の条項でも、AACR2 への参照が示されている場合がある（例えば § 7.2.6F7）が、これは部分的に AACR2 に従うという意味か？
- 9) この規程の「従属タイトルがそれ単独では独自のタイトルとならない場合」、「共通タイトルと従属タイトルがともに表示されている箇所」の箇所は、LCRI が解決しようとしているまさにその問題、つまりどこまでを共通タイトルと認め、どこからシリーズ表示とみなすかという問題にかかる規定である。
- 10) この質疑応答自体は「従属タイトルがそれ単独では独自のタイトルとならない場合」ではないので、§ 7.2.1F2.3 の適用対象とならず、回答は変更されない。しかし一般的に無限定でこう回答することはできなくなった。
- 11) 前編2.2.1で示した JEMU の例は、「冒頭の 5 語目」以降の例だが、意味内容の変化があるのかどうかは微妙なところである。普通文としてはほとんど意味は同じである。しかし学術雑誌の場合、このような一見単純な言い換えは意味内容の変化 — 例えば主題の拡張 — を担わされていることがしばしばある。そのため、学術雑誌の場合、「5 語目以降」の適用にはより慎重にならざるを得ない。
- 12) ただし § 7.2.1F1.6 の例示「The atlantic monthly」はおそらく「The Atlantic monthly」のミスプリント。規則の変更箇所に絡むような紛らわしい例示は好ましくない。